

## 本案件における契約の中止について

令和6年1月24日

胎内市財政課

当市が発注した下記案件について、制限付き一般競争入札を執行し、落札候補者決定後に設計内容において受注者と認識の違いがあり落札候補者との協議の結果、契約の手続きを中止しました。

今後、このようなことが起こらないよう、適正な事務処理を徹底してまいります。

### 記

#### 1 対象案件

案 件 名：胎内市立中学校電話機器賃貸借

入 札 日：令和6年1月11日（木）

賃貸借期間：令和6年3月1日から令和13年2月28日まで

#### 2 経緯の概要

本来、設計図書において参考機器を示す場合は、当市が求める仕様をすべて満たしている機器を記載する必要がありましたが、本案件における機器の仕様について十分な説明がなされていないことが入札後に判明したことから、契約の履行が不可能となりました。

#### 3 対応

- ・落札候補者と協議を行い、契約を中止しました。
- ・入札に参加した事業者の方に、事情の説明を行いました。
- ・本案件については、設計内容を見直して改めて入札を行う予定です。